

政治資金監査に関するQ&A（その4）

番号	ご質問	回答
政治資金監査に関すること		
59	登録政治資金監査人が、国会議員に係る公職の候補者から公職選挙法第180条の「出納責任者」に選任されている場合は、当該国会議員に係る公職の候補者の国会議員関係政治団体について、政治資金監査を行うことはできるのか。	公職の候補者に係る公職選挙法第180条に規定する出納責任者であることは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金監査の業務制限に該当しません。 なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。
60	登録政治資金監査人は、会計帳簿や収支報告書等に記載されておらず、さらに領収書等も存在しないような外形的に確認できない支出についても、その支出を発見しなければならないのか。	会計帳簿や収支報告書等に記載されておらず、さらに領収書等も存在しないような支出については、外形的に確認できませんので、その支出を発見することまでは求められていません。
61	明らかに記載が訂正又は消去された痕跡のある領収書等がある場合は、政治資金監査上、どのように取り扱えばよいのか。	政治資金監査は、外形的・定型的な監査であり、登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されていません。そのような中で、明らかに記載が訂正又は消去された痕跡のある領収書等がある場合は、政治資金監査の信頼性を確保する観点から、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認することとなります。

62	<p>登録政治資金監査人及び会計責任者の判断により、四半期単位あるいは月単位で、政治資金監査の作業を分割することは差し支えないか。</p>	<p>政治資金監査の対象期間は、年の途中での政治団体の設立や解散がない限り、1月1日から12月31日までであり、政治資金監査は対象期間が終了してから行うこととなります。しかし、年の当初に業務が集中するのを防ぐためなどの理由により、登録政治資金監査人と会計責任者の協議により、あらかじめ一定の期間ごとに、会計帳簿と領収書等を照合するなど、政治資金監査に向けた事前準備を行うことは差し支えありません。</p>
63	<p>政治資金監査において、当該支出がどの預金口座から支出されているかまで確認しなければならないか。</p>	<p>政治資金監査においては、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認するものであるため、当該支出がどの預金口座から支出されているかまで確認することは求められていません。</p>
64	<p>会計責任者に対するヒアリングにおいて、確認を求める場合、必ず書面で行わなければならないのか。 また、確認にあたり、証拠書類を提出させる必要があるのか。</p>	<p>会計責任者に対するヒアリングにおいて、確認を求める場合、口頭による確認でも差し支えありません。 また、登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されていないことから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料及び会計責任者の説明に基づき、支出の状況を確認するため、ヒアリングの確認において、証拠書類を提出させることまでは、求められていません。</p>

番号	ご 質 問	回 答
収支報告書の記載方法に関すること		
65	<p>政治団体が振込みの方法により支払い、銀行からの振込明細書とは別に支出の相手方から領収書等を徴収した場合で、振込明細書に記載された支出の年月日（振込み時点）と支出の相手方が発行した領収書等に記載された支出の年月日（受領時点）とが異なる場合は、会計帳簿や収支報告書には支出の年月日としていずれの時点が記載されているべきか。</p>	<p>支出の相手方から領収書等を徴収した場合には、領収書等を徴し難い事情があったときには該当しないため、振込明細書ではなく領収書等に記載された日付を、会計帳簿及び収支報告書における支出の年月日として記載することとなります。</p>
66	<p>政治団体の事務職員に物品を購入する目的で資金前渡しを行い、その後、事務職員が物品を購入した場合は、支出の年月日及び支出を受けた者はどのように記載することになるのか。</p>	<p>政治団体の事務職員に特定の物品を購入する目的で資金前渡しを行い、その後、事務職員が当該物品を購入した場合は、この資金前渡しは、政治団体内部の事務処理として、政治団体の事務職員に渡したものであると考えられます。</p> <p>したがって、支出を受けた者は、事務職員ではなく、物品を購入した相手方が記載され、また支出の年月日は、物品購入時点が記載されることとなります。</p>
67	<p>政治団体の事務職員が立替払いで物品を購入し、その後、政治団体から物品購入相当分の精算を受けた場合は、支出の年月日及び支出を受けた者はどのように記載することになるのか。</p>	<p>政治団体の事務職員が立替払いで特定の物品を購入し、その後、政治団体から物品購入相当分の精算を受けた場合は、この精算は、政治団体内部の事務処理として、政治団体の事務職員に渡したものであると考えられます。</p> <p>したがって、支出を受けた者は、事務職員ではなく、物品を購入した相手方が記載され、また支出の年月日は、物品購入時点が記載されることとなります。</p>